

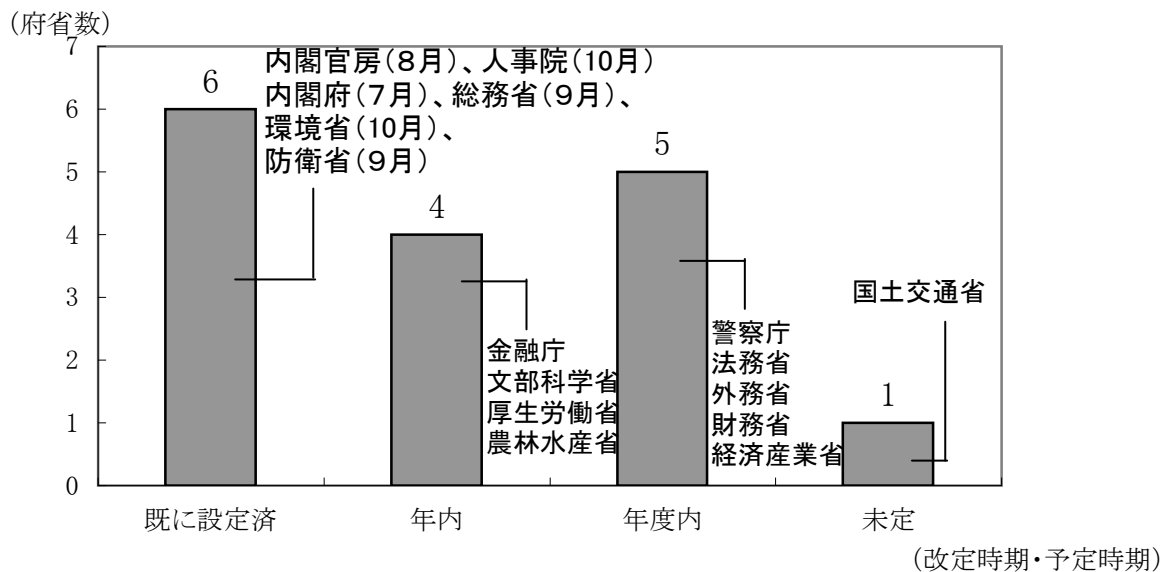
「女性の参画加速プログラム」に基づく女性国家公務員の登用の拡大についてのフォローアップ調査結果について

「女性の参画加速プログラム」（平成20年4月8日男女共同参画推進本部決定）において、公務部門における女性の活躍を促進するための具体的な取組として、各府省においても、「女性職員の採用・登用拡大計画」等に、本省課室長相当職以上に占める女性の割合を現在の割合より少なくとも3%程度を基本として増加するという数値目標を設定し、きめ細かで具体的な行動計画とすべく充実・見直しを行うことが決定された。

今回、当該決定を受けた各府省の取組を紹介し、また更なる取組を促すことを目的とし、以下のとおり、平成20年10月現在におけるフォローアップ調査結果を公表する。

1. 国家公務員管理職への女性の登用に係る目標値の設定状況について

平成20年10月現在、既に女性国家公務員の登用目標値を設定している府省は6府省（内閣官房、人事院、内閣府、総務省、環境省、防衛省）である。具体的な改定内容については以下のとおり。



府省名	目標値及びその対象範囲
内閣官房	本省課室長相当職以上に占める女性の割合を5%程度まで増加させる。
人事院	準課長級以上の幹部級職員に占める女性の割合を、平成20年4月現在の割合(3.7%)より3%程度増加させることを目標とする。
内閣府	本省課室長相当職以上に占める女性の割合を平成22年度末に、平成18年1月現在の割合(4.0%)より3%程度増加させる。
総務省	本省課室長相当職以上に占める女性の割合を現在の割合より3%程度増加させる。
環境省	本省課室長相当職以上に占める女性の割合を現在の割合より3%程度増加させる。
防衛省	「女性の参画加速プログラム」にある「本省課室長相当職以上に占める女性の割合を現在の割合より少なくとも3%程度を基本として増加する」を踏まえ、更に拡大するよう努める。

2. 登用目標値以外についての行動計画改定状況について

各府省においては、女性国家公務員の登用目標値設定のほかにも、女性の活躍の促進のための取組、託児所の設置等の女性の継続就労・能力発揮支援の取組を盛り込むなど、行動計画を改定している。具体的な改定内容は以下のとおり。

改定府省名	改定内容
内閣官房 内閣府	民間・他府省との人事交流における女性の積極的登用
内閣官房 内閣府	超過勤務の縮減等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けての執務環境の整備
内閣府	託児施設の設置に向けた検討
総務省	テレワークについて、公務におけるモデルケースとなるような取組の拡充
防衛省	託児施設以外の託児支援施策についても、幅広く検討

3. 女性職員の採用・登用拡大計画に規定しているもの以外の取組について

各府省においては、計画に規定しているもの以外でも、超勤縮減、キャリア形成支援、子育て支援等の継続就業支援に関する様々な取組を行っている。その中で、女性の参画加速プログラムを受けて開始又は見直し・拡充した取組は以下のとおり。

府省名	取組の内容
警察庁	女性職員のキャリア形成等について必要な助言・指導を行い、当該職員を側面から支援することによって育成を図り、女性職員の登用を促進することを目的とするメンターを内部部局において試験的に導入
外務省	外務省研修所が職員を対象に実施している語学添削研修の受講対象者を、産休及び育休中の職員にも拡大 キャリアと育児の両立アドバイザー制度を設立し(平成19年度)、仕事と育児の両立について、育児中の職員が同アドバイザーに自由に相談できる体制を整備
経済産業省	超過勤務改善キャンペーン(仕事の生産性改善運動)等を引き続き実施
国土交通省	省内託児所の設置に向けた検討
農林水産省	テレワークの試行開始

【参考】採用・登用における女性国家公務員割合(行(一)等)

